

事業者の皆様へ

工事請負契約における提出書類の押印廃止及び様式変更について

横浜市へ提出する工事請負契約に関する提出書類のうち、以下の書類について、令和3年4月1日以降に提出するものから押印を廃止します。

また、「配置技術者・現場代理人（変更）届出書」を統合し、新様式に変更しますので御注意ください。

なお、「令和3年4月1日から入札（見積）書等の様式が変更になります。」の通知で入札（見積）書等の様式が変更になることをお知らせしていますので、そちらも御確認ください。

1 押印廃止の対象となる書類

- (1) 一般競争入札参加資格確認申請書（兼配置予定技術者調書）（第1号様式その1）
- (2) 配置技術者・現場代理人（変更）届出書（第6号様式）
- (3) 工事経歴書（参考様式）
- (4) 配置技術者・現場代理人変更理由書（参考様式）
- (5) 落札候補（予定）者辞退届（参考様式）
- (6) 技術資料取下届（参考様式）

※(3)から(6)については、参考様式ではなく任意の書式を使用する場合も押印は不要とします。

2 「配置技術者・現場代理人（変更）届出書」の統合

発注する工事の予定価格により、使用する様式が第6号様式と第7号様式に分かれていましたが、これを第6号様式に統合し、第7号様式は廃止します。

この統合に伴い、誓約事項及び記入事項のレイアウトを一部変更しました。

【URL】

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/servlet/p?job=DownloadList>

3 適用開始

令和3年4月1日（木）以降に提出する書類から適用します。

4 その他

工事の入札手続きにおいて、落札候補（予定）者となった事業者から調達公告に定める提出書類を提出する際の方法が変更されます。

詳細は、「工事における書類の提出方法の変更について」を御確認ください。

【URL】

<http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/news/20210330shikaku shinnsashiryouteisyutsu.pdf>

担当：財政局契約第一課

電話：045-671-2228、2246